

○無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信事項コードを除く。）（平成十六年総務省告示第八百五十九号）（傍線部分は改正部分）

改正案					現 行				
別表第十五号 送信の方式コード					別表第十五号 送信の方式コード				
放送の種別	設置場所	項目	備考	コード	放送の種別	設置場所	項目	備考	コード
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>超短波データ多重放送</u>	<u>人工衛星</u>	<u>超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第90号）に規定される方式により放送するもの</u>		<u>FD2</u>	<u>超短波データ多重放送</u>	<u>人工衛星</u>	<u>超短波データ多重放送に関する送信の標準方式（平成23年総務省令第90号）に規定される方式により放送するもの</u>		<u>FD2</u>
<u>マルチメディア放送</u>	<u>地上</u>	<u>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第4章第1節に規定される方式により放送するもの</u>	<u>標準テレビジョン放送等のうちデジタル放送に関する送信の標準方式第85条の規定に基づく告示の方式による場合は、その旨を備考の欄に記すこと。</u>	<u>MM1</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

